

連帯保証人を不要とする取扱いについて

当信用基金の林業信用保証では、【必須確認事項】の(1)から(3)までを全て満たす法人であって、【選択確認事項】の4つのタイプのいずれかに該当する場合に、連帯保証人を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

【必須確認事項】((1)～(3)全てを満たす)

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

(3) 適時適切に財務情報等が提供されていること

【選択確認事項】(4つのタイプのうちいずれかに該当する)

類型名・通称	要件
融資機関連携型	・ 申込融資機関において、連帯保証人を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資残高があること(又は、同じタイミングで上記と同内容の融資を行うこと) ・ 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」 ・ 返済緩和している借入金がないこと
財務要件型	直近決算期において、 ・ 自己資本比率20%以上であること ・ EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)/(営業利益+減価償却費) ・ 経常利益率3%以上であること ・ 返済緩和している借入金がないこと
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること(担保評価は当信用基金の定めによる。)
その他	個別の事案において、連帯保証人を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること (例) 親会社の連帯保証が得られる場合

取扱いの基本的な流れ

連帯保証人を不要とする取扱いは、新規保証、既往保証どちらでも利用可能です。

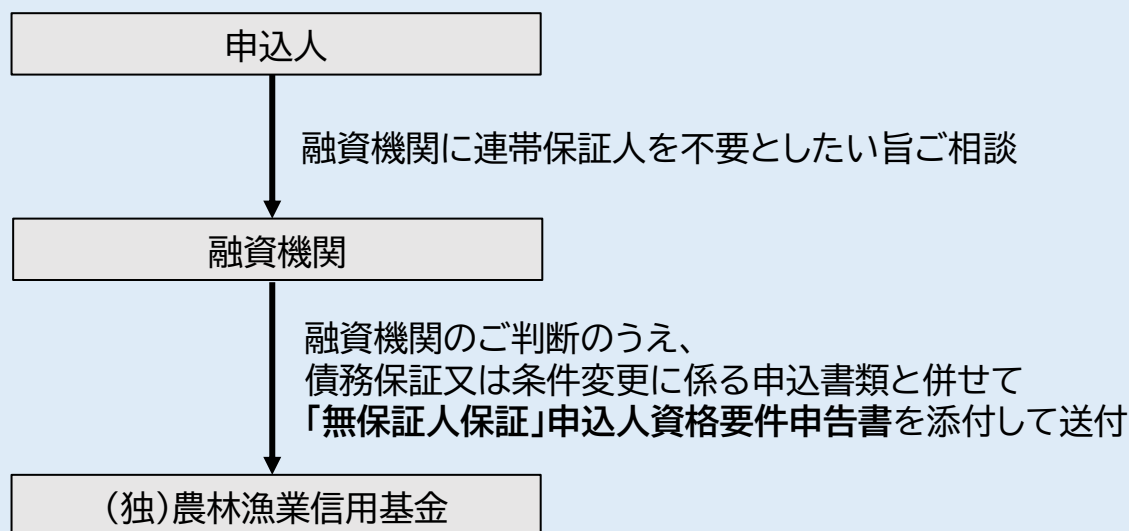
【新規保証の場合(更新を含む)】

債務保証の申込みの際に、債務保証依頼書等の申込書類と併せて「無保証人保証」申込人資格要件申告書を融資機関にて作成し、添付してください。

【既往保証の場合】

連帯保証人が付された既往の保証付融資については、条件変更により連帯保証人を解除することができます。

条件変更の申込みの際に、保証契約変更願書等の申込書類と併せて「無保証人保証」申込人資格要件申告書を融資機関にて作成し、添付してください。



※融資機関および当信用基金の審査の結果、連帯保証人を不要とする取扱いができない場合があります。

「無保証人保証」申込人資格要件申告書の様式は下記のURLからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/index.html#cmsyoshiki>

ご不明な点がございましたら、当信用基金までお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7826 (林業信用保証業務部)

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目1番16号

大手町ゲートビルディング5階

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>

